

財務省告示第四百十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	発行方法	発行 行	払込 金額	額面金額の 種類	発行 行	発行 価 格	利率	経過利子の 払込み	初期利子
利付国庫債券（二十年）（第五十 八回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二百九十九億円	二百九十九億三千二百八十九万 円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十月二十一日	額面金額百円につき百円十一銭 年一・九パーセント	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとす る。		平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{31}{365}}$$

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十三号において規定
 する期日について同じ。）。

額面金額又は登録金額 $\times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$

十二	第二期 以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	払込期日
十三	償還期限	償還金額	額面金額	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局
十四	償還期限	償還金額	額面金額	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局
十五	元利支	払場所	払込期日	平成十四年十月二十一日		
十六	償還期限	償還金額	額面金額	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局